

「特別支援金融機関」に対する経営監視について

1. 基本的考え方

金融再生プログラムに沿って、特別支援金融機関に対し、徹底した検査・監督による経営監視を行うとともに、取締役会等について有効なガバナンスの下での適正な運営を確保することを含め、コンプライアンスの維持に万全を期するため、以下の施策を講じる。

2. 具体的対応

(1) 「経営監視チーム」の設置

特別支援の決定後、速やかに検査・監督部局の職員から構成される「経営監視チーム」を設置する。同チームは、常時のヒアリングや報告徴求を通じ特別支援金融機関の経営を継続的に監視するほか、ヒアリング等を踏まえ必要があれば、直ちに臨場してチェックを行う。また、同チームは、必要な場合には検査・監督上の措置をとるよう関係部署に要請する。

(2) ガバナンスの検証に重点を置いた立入検査

「経営監視チーム」と連携しつつ、特別支援の決定後速やかにガバナンスの検証に重点を置いた立入検査を実施することを原則とし、その後も、通常検査も含め、必要に応じて立入検査を機動的に実施する。

(3) 当局者の取締役会等への陪席

「経営監視チーム」による実態把握を踏まえつつ、特別支援金融機関の経営健全化のための計画の履行確保等のために、必要に応じ、取締役会等の同意を前提として、取締役会等に当局者が陪席する。特に特別支援の決定後一定期間は、原則として陪席する。

3. 当局の体制整備

特別支援の適用が行われる場合、即時に適切な対応を行えるよう、金融庁内に関係局による「特別支援対応チーム」を設置し、準備を進める。